

投資子会社における投資の枠組みについて

- 2023年2月27日の委員会における説明について補足させていただきます。
- 本件は投資活動を通じて事業連携の可能性のある企業を探索する取組みのため、本業との事業連携の可能性があり、かつ、成長が見込まれるベンチャー企業に限定して出資し、事業連携の可能性を見極め、十分な事業連携が見込めないと判断した企業の株式は一定期間保有後に売却し収益を得ることを予定していることから、運用目的の純投資の枠に該当する旨、2023年2月27日の委員会でご説明を行いました。
- 出資後、十分な事業連携が見込まれ当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した出資先の株式は、ファンドから当社へ譲渡し、当社が継続保有することとしております。その場合、業務提携の強化等の観点から売却せずに継続保有することを目的とした株式投資となるため、政策投資の枠に該当します。

ファンドを通じて出資

当社から直接出資（ファンドから当社へ譲渡）

純投資（資産運用）

- 売却によって収益を得ることを目的とした株式投資

収益性を確保しつつ目的に応じて投資対象を限定するもの

本件

- 出資先企業との事業連携により、本業に好影響を与える好循環の実現を目指す。本業との事業連携の可能性があり、かつ、成長が見込まれるベンチャー企業に限定して出資し、戦略的リターンと経済的リターンの両立を目指す

A社

B社

C社

D社

E社

...

政策投資

- 売却による収益を目的とせず、業務提携の強化等の観点から売却せずに継続保有することを目的とした株式投資

本件

十分な事業連携が見込まれ当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した出資先の株式

E社

※現時点において、当社では政策投資に区分される株式は保有していない